明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

17　第六項の規定による決定又は変更決定は、改正法施行日から二年を経過した日以後においては、することができない。

18　第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定を受けた者は、当該変更決定を受けたときにおいて、当該変更決定により増加する特別還付金の額の特別還付金の支給を受ける権利を取得するものとする。

19　特別還付金（加算金を含む。次項から第二十三項までにおいて同じ。）については、所得税を課さない。

20　第十五項の規定による変更決定前の特別還付金の額が減少する変更決定があった場合において第十六項に規定する書面に記載された同項第三号ロ及びハに掲げる金額に相当する特別還付金を有する者は、当該特別還付金を当該書面が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに国に納付しなければならない。

21　前項に規定する変更決定を受けた者は、同項の規定により納付すべき特別還付金を同項の規定により納付すべき期限（次項において「納期限」という。）までに完納しないときは、延滞金を納付しなければならない。

22　前項の延滞金の額は、特別還付金の納期限の翌日から当該特別還付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別還付金の額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の特別還付金の額に年七・三パーセントの割合（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した額とする。

23　特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、二年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

24　第三項（第四項において準用する場合を含む。）の特別還付金請求書の提出、第六項の決定、第七項及び第八項の通知、第七項及び第十六項の特別還付金の支払、第十項の加算金、第十二項（第十三項において準用する場合を含む。）の変更決定請求書の提出、第十四項及び第十六項の通知、第十五項の決定、第二十項の特別還付金の納付、第二十一項の延滞金の納付、第二十二項の延滞金の額、前項の時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法（第五条、第二十一条、第二十二条、第二十七条から第三十条まで、第三章（第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十九条及び第四十四条を除く。）、第四章、第五十六条、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項、第六十条第三項及び第四項、第六十二条、第六十三条、第七十一条第一項、第七十二条第二項及び第三項（同法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第三項を除く。）、第七十四条の二第二項、第百五条、第百十七条、第百十九条並びに第百二十条の規定に限る。）の規定及び国税徴収法（第二章（第十一条を除く。）、第三章（第三十二条、第三十五条及び第三十九条に限る。）、第五章、第六章（第百五十八条を除く。）、第八章及び第九章の規定に限る。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる国税通則法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十条第一項 | 又は決定 | 若しくは決定又は租税特別措置法第九十七条の二第六項若しくは第十五項（特別還付金の支給）の規定による決定（以下「特別決定」という。） |
| | 納税地（ | 納税地又は同条第三項に規定する対象年金受給者の所得税の納税地若しくは特定被相続人に係る特定相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地（ |

| | | |
|---|---|---|
| 第三十条第二項 | 又は電源開発促進税 | 若しくは電源開発促進税又は租税特別措置法第九十七条の二第一項に規定する特別還付金（以下「特別還付金」という。） |
| | 以後 | 又は同条第三項に規定する特別還付金請求書若しくは同条第十二項に規定する変更決定請求書を提出した時以後 |
| | これらの国税に | これらの国税又は特別還付金に |
| | 又は決定 | 若しくは決定又は特別決定 |
| 第三十条第三項 | 又は決定を | 若しくは決定又は特別決定を |
| | 又は決定に係る国税 | 若しくは決定に係る国税又は当該特別決定に係る特別還付金 |
| | ため、 | ため又は他の税務署長が特別決定をしていたため、 |
| 第三十七条第一項 | 場合には | 場合又は特別還付金を租税特別措置法第九十七条の二第二十項（特別還付金の支給）の規定により納付すべき期限（同条第二十一項に規定する延滞金（以下「延滞金」という。）については、その計算の基礎となる特別還付金の納付すべき期限。以下「特別還付金の納期限」という。）までに完納しない場合には |
| 第三十七条第二項 | 納期限 | 納期限又は特別還付金の納期限 |
| 第三十七条第三項 | 国税 | 国税又は特別還付金 |
| | 又は利子税 | 若しくは利子税又は延滞金 |
| 第三十八条第一項 | 納期限まで | 納期限まで又は特別還付金で特別還付金の納期限まで |
| | 納期限を | 納期限又は特別還付金の納期限を |
| 第三十八条第二項 | 税額 | 税額又は特別還付金の額 |
| 第四十条 | 国税が | 特別還付金が |
| 第四十一条及び第四十二条 | 国税 | 特別還付金 |
| 第四十三条第一項 | 国税の徴収 | 国税又は特別還付金の徴収 |
| | 納税地（ | 納税地又は租税特別措置法第九十七条の二第三項（特別還付金の支給）に規定する対象年金受給者の所得税の納税地若しくは特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地（ |
| 第四十三条第二項 | 又は電源開発促進税 | 若しくは電源開発促進税又は特別還付金 |